

一部地域で供用開始に 生活環境を目指して



供用開始に向けて工事が進む明和水質浄化センター

町では、公共用水域の水質保全と快適な生活環境を目指して、平成11年から公共下水道事業の整備を進めてきました。このほど、明和水質浄化センターをはじめ一部地域の幹線管渠等が完成し、4月5日から一部地域で供用開始できるようになりました。供用開始できる地域は、南大島・新里・中谷・梅原地区の一部です。なお、今後も事業認可区域内において順次整備を進めていく予定です。

また、公共下水道が利用できる地域内の多くの住民の皆様が早期に接続していただくため、様々な補助制度を定めています。ぜひ、皆様にご利用ください。

一括納付報償金 早期接続特別奨励金 制度

受益者負担金の納付額20万円から減額して交付される一括納付報償金制度と早期接続特別奨励金制度があります。

●一括納付報償金制度
受益者負担金を最初の納付期限までにまとめて一度に支払った場合に交付されます。

報償金額 1万円
申し込み 毎年その年の該当者あてに町から提出期限を記載した文書を発送しますので役場水道課へお申し込みください。

●早期接続特別奨励金制度
公共下水道に早期接続を行う場合に交付されます。

奨励金額 5万円
対象者 次の要件に該当する（図1）に示した区域内のかた宅地内に公共枡が設置されて

いるかた
・公共枡が設置された敷地内に公共枡を利用すべき建物があるかた

申し込み 早期接続特別奨励金交付申請書に次の書類を添付して4月30日(金)までに指定工事店(表1)等を経由して役場水道課へお申し込みください。

・排水設備工事申込書
・排水設備工事に係る見積書写し
・奨励金の受領等に関する委任状

申込期限を過ぎますと奨励金の交付が受けられませんので、ご注意ください。

浄化槽廃止補助金制度

既設の浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する場合に交付